



時事考

シーダ・ウォーク施設長・医師の吉田です。以前、この欄で中学生棋士藤井聡太四段について書きましたが、今や藤井六段になっています。そこで、ご存知の方も多いと思いますが棋士の段位について少し説明いたします。将棋の段位は棋士(いわゆるプロ棋士)、女流棋士、アマチュアで体系が異なりますが、以下は棋士の段位についてです。いろいろと例外もありますので大筋の話と理解してください。

棋士になるためには通常は奨励会に入りますが受験するためにはプロ棋士の推薦や全国大会での好成绩などが必要で、かなりの棋力がなければそもそも受験できません。合格すると通常は奨励会6級になりますが、アマチュア段位では三段~五段に相当するといわれています。一定の勝率を上げた場合に半年ごとに昇級昇段し、三段になると全国リーグ戦を行い、半年ごとに上位2名がプロ棋士になります。将棋のプロは四段から始まります。藤井六段は2012年9月に奨励会6級入会、2016年10月に四段昇段となっていますからほぼストレートに昇級昇段したことになります。なお、奨励会には年齢制限があって、21歳までに初段、26歳までに四段に昇段できなかった場合は退会となります。そのあたりの厳しさは大崎善夫の「将棋の子」という小説に詳しく書かれています。

プロ棋士になると順位戦クラスのC級2組に参加します。クラスは下からC級2組、C級1組(五段)、B級2組(六段)、B級1組(七段)、A級(八段)とありますが1年かけて各クラスでリーグ戦を行い、上位2ないし3名が昇級します。なお、下位は降級しますが段位は変化しません。A級リーグの優勝者は名人(九段)への挑戦者となります。藤井棋士は今年の2月1日にC級2組1位を決めて五段になりました。順位戦昇級の他に、タイトル戦挑戦や全棋士参加棋戦優勝による昇段規定もあります。藤井五段は2月17日に朝日杯将棋オープン戦で優勝して六段に昇段しました。この棋戦では佐藤天彦名人や羽生善治竜王にも勝っています。



栄養科より今月の一押しメニュー



3/3 ひな祭りの昼食に「桜ちらし寿司・清まし汁・茶碗蒸し・三色ゼリー」、おやつは「甘酒と雛あられ」を用意します。ちらし寿司には刻み穴子、茶碗蒸しにはズワイ蟹フレークを入れていきます。また、3/18の昼食には「天ぷら盛合わせ」を用意する予定です。

イベント・コンサート ※内容等、変更となる場合がございます。

- ★ 3月17日(土)
心癒すトリオハーモニー&魅惑のフラダンス
【コナ・アイランズ&フラ ハイビスカスの皆さん】
- ★ 3月24日(土)
コンサート(名称は未定)
【DUO*MUSEの皆さん】
- ★ 3月31日(土)
春を呼ぶコンサート
【ふれあいコーラス(杉並区民生委員)の皆さん】



※ボランティアコンサートの演者さんを募集しています。
お知り合い等でいらっしゃる方、一度ご連絡ください。

車いすを無料で貸出します

- 車いすを通院に使用したい
- 自宅に外泊するときに使用したい
- 旅行するのに使用したい
- ケガが治るまでの間、貸してほしい

シーダ・ウォークでは短期間(1カ月まで)車いすを使用したい方に無料貸出をしています。(杉並区の社会福祉協議会の車いす貸出拠点となっています)

当施設のご利用がなくても、高齢者でなくても、杉並区の方であれば貸出できます。

(利用される方もしくはご家族が杉並区の方が対象です。杉並区以外にお住まいの方は、それぞれの自治体の社会福祉協議会にお問い合わせください。)

詳しくはシーダ・ウォーク事務室までご連絡ください。

(03-5311-6262)



Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただくこの連載ですが、今回のテーマは…

秘密証書遺言

遺言には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の三種類があります。秘密証書遺言が有効であるためには、

- ① 遺言者が、その証書に署名し、印を押すこと、
 - ② 遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章をもってこれに封印すること、
 - ③ 遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること、
 - ④ 公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印を押すこと、
- の四つの方式を満たしている必要があります(民法970条参照)。

秘密証書遺言は自筆証書遺言とは異なり、ワープロで手軽に作成することができます。

しかし、実務上、遺言の方式として秘密証書遺言が選ばれることはあまりありません。

それは揉め事を誘発しやすいからだと思われます。

例えば、文面がワープロ打ちされている場合、署名・押印の部分が偽造されたとして争われることがあります。また、ご本人が署名・押印をしたとしても、認知症などの影響で、ご本人にワープロ打ちされた文章の意味内容を理解する能力がなかったのではないかと争い方をされることもあります。

自筆証書遺言の場合、筆跡が多数残ることから物理的な意味で本人が書いたこと自体が争われることはあまり見受けられません。また、公正証書遺言の場合、ご本人が一定の判断能力を有していることと、遺言書の内容どおりの意思を有していることを公証人が確認するため、より一層その効力が争われにくくなります。

近時、秘密証書遺言に関しては、遺言能力があったとする医師の意見書と、なかったとする医師の意見書の双方が各当事者から提出され、鑑定まで実施された事件が判例集に公刊されています(東京地判平29.4.25判時2354-50)。争いの種を少なくするという観点からは、秘密証書遺言の方式をとるよりも、公正証書遺言の方式をとることをお勧めします。

桜丘法律事務所 弁護士 師子角 允彬

(電話) 03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp/>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL. 03-5311-6262(代) FAX. 03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2018年2月25日発行 vol.129 編集:島田・新井(愛)・新井(真)

第6回 地域連携会を開催しました

『みんなで支えよう！地域の環～地域で取り組む包括ケア～』

平成30年2月16日にシーダ・ウォークにおいて第6回地域連携会を開催しました。近隣の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関、介護老人保健施設、行政などの医療・介護専門職の皆様42名が参加されました。前半では、『在宅生活のサポートをする介護老人保健施設』としての取り組みとして「デイケアレクリエーションの取り組み」、事例より「その人らしく生活することの難しさに直面しながら自宅での生活を再開するまでの支援の経過」を紹介いたしました。後半では、参加された方それぞれの経験の中から、「地域での生活をサポートするために、それぞれの機関でできることについて」多くの視点からグループディスカッションを行い、活発な意見交換を行いました。

地域包括ケアとは

「最期まで住み慣れた地域で暮らしたい」厚生労働省は団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

連携会の様子



参加者の声



- ✿ 信頼関係を築くことの大変さを聞かせていただきました。在宅支援中心のデイサービスでは知りえなかったことが多かったように思います。(デイサービス 管理者)
- ✿ 病院、施設からの橋渡し、バトンタッチの難しさが各々の立場や視点から感じることができました。(医療ソーシャルワーカー)
- ✿ 参加者の方が利用者さんを尊重する基本姿勢を持っている発言をされており、地域の方の温かさ、安心感を持ちました。(医療ソーシャルワーカー)

連携会を終えて

平成29年地域包括ケア強化法の改正を受け、介護老人保健施設には「在宅での生活をサポートする」というのが明確化されました。老健がその役割を果たしていくためには、関係機関や地域とのネットワーク作りを欠くことができません。

今後も引き続きこのような会を通じ地域づくりについて考える時間を持ち、私達職員も施設を出て地域の方と一緒に声を集め、地域包括ケアについて考える取り組みができたらと思っております。介護老人保健施設シーダ・ウォークに求められる役割、連携のあり方について改めて考えさせられる会となりました。専門機関だけでなく、地域住民の方、自主グループの方など、地域の皆さまと共に「住みなれた地域で安心して暮らし続けること」の基盤強化をどのように進めていくか、今後も考え取り組んでいきます。

